

公益財団法人 栗井英朗環境財団

2022年度
環境保全支援事業のご案内

【4次募集】

募集期間

2023年1月11日(水)～2023年3月3日(金)

※ 締切日 17:45 までに 必着

自然との共生をめざして

栗井英朗環境財団

2022年度環境保全支援事業 募集要項【4次募集】

◆ 募集目的

「持続可能な社会の実現のために、環境保全活動と地域振興活動の実践をもって社会貢献を行う」ことを目的として、2012年4月、山梨県富士吉田市に粟井英朗環境財団が設立されました。

当財団の設立趣旨に則り、山梨県内における水資源保全及び森林環境保全及び地域振興活動に対する寄付を行います。

また、財団の設立趣旨を改めてご理解いただく上でも、国連が提唱するSDGsを意識し取り入れることで、当該地域における持続可能な社会の実現の、より一層の推進を図ります。

◆ 対象者

山梨県内の環境保全及び地域振興に取り組む行政機関または市町村区域の1区域以上を事業区域とする行政機関に準ずる公共性の高い団体

◆ 対象分野

(1) 水資源保全活動 (2) 森林環境保全活動 (3) 地域振興活動

◆ 対象事業

「持続的な社会の実現」を目的とした、広く不特定多数の者の利益増進に寄与する事業

◆ 選考方法

当財団の理事会によって審査を実施

◆ 選考基準

- (1) 事業内容の必要性
 - ・ 事業内容が地域の実情に合っているかどうか
- (2) 事業の効果
 - ・ 事業内容が持続可能な社会の実現や地域の活性化に繋がるものとなっているか
 - ・ 緊急を要する取り組みであり、かつ普及啓発効果が期待できる内容であるか
- (3) 事業実施の確実性
 - ・ 無理・無駄のない具体的な計画が立てられているか

◆ 審査において重視されるポイント

- (1) 申請書において、第三者にも事業の内容が理解できるように、事業の内容・計画が具体的に記入されていること。また、事業の実施にあたり無理・無駄のない予算計画が練られていること。
- (2) 事業の内容が、持続可能な社会の実現を達成することを念頭に計画されていること。

◆ 発表方法

結果は審査決定後ご連絡いたします。なお、不採択に関わる理由等についてはお答えしかねますのでご了承下さい。

◆ 申込み方法

申請書に必要な事項をご記入のうえ、提出書類を添付し当財団宛に提出をお願いします。

申請内容により、追加資料の提出をお願いする場合があります。ご了承ください。

提出いただいた書類等の返却はいたしませんので、ご了承ください。

なお、申込書類等は、当財団のホームページ(<http://awai.or.jp/>)からダウンロードできます。

◆ 個人情報について

ご記入いただいた情報は、理事会へ提供する他、支援先の公表などに利用します。

◆ 助成を受ける方の義務

(1) 報告について

- ・事業終了後に、事業の結果及び会計についての報告書ならびに成果物の提出。

(2) その他

- ・事業の結果については、当財団のホームページ等で公開する場合があります。

◆ 活動報告について

寄付者には、事業完了後1ヶ月以内に事業報告書を提出していただきます。

◆ その他

SDGs（持続的な開発目標）とは：

2015年の国連サミットで採択された、2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。17のゴール・169のターゲットから構成され、発展途上国のみならず、先進国自身が取り組む普遍的なものであり、地球上の「誰一人取り残さない」ことを誓っています。

☆参考HP

- ・持続的な開発目標（総務省）

https://www.soumu.go.jp/toukei_toukatsu/index/kokusai/02toukatsu01_04000212.html

- ・指標仮約（総務省）

https://www.soumu.go.jp/main_content/000562264.pdf

◆ 応募・お問い合わせ先

公益財団法人 粟井英朗環境財団

〒403-0006 山梨県富士吉田市新屋 1-8-85

TEL : 0555-21-5050 FAX : 0555-23-3271 ホームページ : <http://awai.or.jp/>

Email : info@awai.or.jp

自然との共生をめざして

栗井英朗環境財団



公益財団法人 栗井英朗環境財団

〒403-0006 山梨県富士吉田市新屋 1-8-85

TEL : 0555-21-5050 FAX : 0555-23-3271

H P : <http://awai.or.jp/> Email : info@awai.or.jp